

〇いわき市社会福祉審議会条例（平成12年いわき市条例第9号）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置するいわき市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議事項）

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長の職務代理）

第4条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会）

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 前条（第2項を除く。）の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは、「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

6 児童福祉専門分科会は、法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

（民生委員審査専門分科会への準用）

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

3 第5条（第2項を除く。）の規定は、民生委員審査専門分科会の会議について準用する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（いわき市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例の廃止）

2 いわき市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例（平成11年いわき市条例第3号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に審議会の委員である者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第393号）第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令（昭和38年政令第248号。以下「旧審議会令」という。）第1条の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会令第1条の2の規定により委員長の職務を行う委員である者は、施行日に、第4条の規定により委員長の職務を代理する委員として指名された者とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧審議会令第2条第1項の規定により各専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属する委員及び臨時委員である者、同条第2項（旧審議会令第3条第4項において準用する場合を含む。）の規定により各専門分科会の専門分科会長である者並びに旧審議会令第2条第4項（旧審議会令第3条第5項において準用する場合を含む。）の規定により専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員である者は、それぞれ施行日に、第6条第1項の規定により各専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属する委員及び臨時委員として指名された者、同条第2項（第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により各専門分科会の専門分科会長に互選された者並びに第6条第4項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により専門分科会長の職務を代理する委員又は臨時委員に指名された者とみなす。